

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様にご迷惑を及ぼすとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
免職	市立学校 教諭 (24歳)	被処分者は、令和3年4月22日(木)、電車内で小学生女子のスカート内をスマートフォンで盗撮し、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で、現行犯逮捕された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

2 処分日

令和3年6月22日

問い合わせ先	担当課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
--------	---